

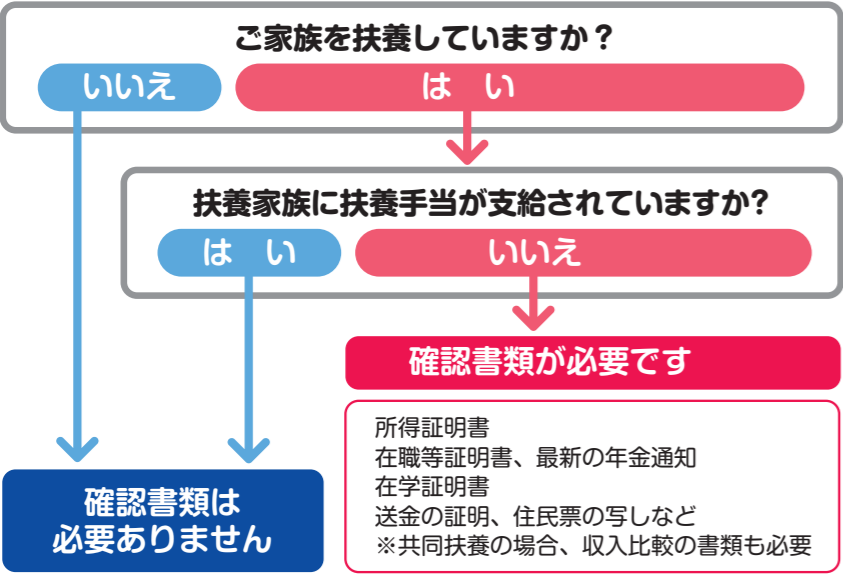
組合員証シリーズ 組合員証・被扶養者証の検認のお知らせ

お問い合わせ
給付班
043-223-4118

今年も組合員証等の検認を実施します。ご家族を扶養している方は、資格確認のための書類をそろえていただくことがあります。
詳しくは、所属所の事務担当者にお問合せください。

実施時期 令和3年9月～10月頃
確認内容 組合員証・被扶養者証の記載事項等に誤りがないか。被扶養者の要件を備えているか等。

チェックフロー



遡及して取消しになると、医療費の返還が必要になることもあるので、認定要件は常に確認しましょう。



扶養しているご家族に収入がある場合は、検認の前に確認してみましょう

限度額以上の収入を受給した、健康保険の資格を取得した等取消事由が発生した場合、検認を待たずに所属所を通じて速やかに被扶養者の取消申告をしてください。

なお、扶養手当が支給されている方でも、パート・アルバイト等をしていて月収108,334円以上を3か月連続して受給した場合は、被扶養者としての要件を欠くことになるので、取消申告をしてください。

年間の収入限度額	年 額	月 額
障害を事由とする公的年金受給者	180万円未満	150,000円未満
60歳以上の公的年金受給者		
上記以外の方	130万円未満	108,334円未満

※年金には、「共済年金」・「厚生年金」・「個人年金(企業年金等)」のほかに、「非課税の遺族年金」・「障害年金」などいろいろな種類があります。
※収入とは、「所得税法上の所得」ではなく、「年間の恒常的な収入の総額」をいいます。
なお、課税・非課税に関係なく、通勤手当等も含まれます。

災害見舞金について

お問い合わせ
給付班 043-223-4117
互助会 043-223-4119

台風のシーズンが、近づいてきました。
組合員が、水震火災その他非常災害により住居または家財の1/3以上(互助会は別途定めあり)の損害を受けたときは、災害見舞金の給付を受けることができます。
また、給付には時効があります。(共済組合2年、互助会3年)
令和元年9月の台風等により被害を受けた方は、共済組合の時効が迫っておりますので注意してください。
不明な点は、共済組合給付班又は互助会へお問い合わせください。



交通事故等に遭った時は、 すぐに共済組合にご連絡を!!

お問い合わせ
給付班
043-223-4117

交通事故などの第三者の行為によりケガをした場合、組合員証を使って治療することもできます。
この場合、本来相手方が負担すべき医療費を共済組合が一時的に立替えることになるため(共済組合負担の7割分)、後日、相手方に対して治療に要した医療費を請求することになります。
請求の処理をするため、次の書類の提出が必要になります。



- (※)～交通事故等に遭った際の提出書類～
- ・損害賠償申告書 ・事故報告書 ・事故発生状況報告書 ・加害者(相手方)との交渉状況報告書
 - ・自動車損害賠償責任保険等の加入状況報告書 ・確約書 ・同意書 ・念書 ・交通事故証明書
 - ・医師の診断書 ・治癒報告書(治癒又は症状固定の診断を受けたら速やかに提出)など

交通事故などで組合員証を使う場合は、必ず事前に共済組合までご連絡ください!

個人番号を利用した情報連携について

お問い合わせ
給付班
043-223-4118

- 情報連携とは?
個人番号を使い、行政手続きに必要な情報を行政機関等との間で直接授受します。これにより、各種申請の際に添付する書類が省略・簡略化されることが期待されています。
短期給付においては、被扶養者認定・検認事務や給付金の申請について、提出書類の一部の省略・簡略化が見込まれています。
- 個人番号の漏えいが心配・・・
情報連携する際には、個人番号そのものではなく、異なる数値や文字列で構成された符号を使用します。
- 実施時期は?
平成30年7月から情報連携システムが稼働しました。これにより、高額療養費の給付手続きに必要な所得区分の確認(対象の方の同意が必要)など、短期給付の事務手続きの一部について添付書類の省略が可能となります。
共済組合では、引き続き検証を重ね、円滑な情報連携が行われるよう対応していきます。

給付金の請求はお済みですか?

お問い合わせ
互助会
043-223-4119

- 入学祝金 会員の被扶養者が、小学校(特別支援学校の小学部を含む)に入学したとき
- 長期療養者見舞金 基準日(4月1日と10月1日)に、療養による休職をしているとき
- 結婚祝金 会員が結婚したとき
※婚姻により氏名が変更になっているときは、金融機関で名義変更を済ませてから請求してください。
旧姓では、請求・支給(送金)はできません。

上記以外にも、まだ請求していない給付がありましたら速やかに請求してください。
互助会の給付金は、「時効3年(互助会に書類が到着した日)」です。
詳しくは、ダイアリーの福利厚生のおしり6ページ又は、5月末所属へ配付の「令和3年度互助会のしおり」をご覧ください。